

医療広告ガイドライン「Q&A」について

現在、医療広告等を行っている当学会会員もおられることと思いますが、医療広告については、平成30年5月に厚生労働省から医療広告ガイドラインが示され、その具体的な考え方の例を整理した「Q&A」が作成されました。

日本歯内療法学会国内渉外委員会では、当学会の専門医が、今後、その専門性に関して広告可能な資格となることを目指し、当学会がその認定団体となるために活動しているところであります。

そこで、このたび医療広告等についての「Q&A」が示されたことにとともに、当学会として品位を損ねることのない広告を会員の先生方をお願いしたいと考え、そのために必要であると思われる「Q&A」を抜粋ならびに簡略化し、ご紹介することにしました。

会員の先生方には、これらのご周知をお願いするとともに、ご参考にしていただければ幸いです。なお、医療広告ガイドラインについては、今後も新たな見解ならびに修正等が示される可能性があります。これらのことを踏まえ、現在の詳しい内容ならびに今後の新しい情報をお知りになりたい先生は、厚生労働省HPを閲覧ください。

日本歯内療法学会 国内渉外委員会

Q1

学会の認定する研修施設である旨は、広告可能でしょうか。

A1

法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けたものには該当しないため、広告できません。

Q2

医療従事者の略歴として、研修を受けた旨は、広告可能でしょうか。

A2

研修については、研修の実施主体やその内容が様々であり、医療に関する適切な選択に資するものとそうでないものとの判断が困難であることから、広告できません。

Q3

医師等の専門性に関する資格名は、広告可能でしょうか。

A3

専門性の資格については、各関係学術団体により認定されるものですので、例えば、「厚生労働省認定〇〇専門医」等の標記は虚偽広告、単に「〇〇専門医」との標記は誤解を与えるものとして誇大広告に該当するため、広告できません。

Q4

医療従事者の略歴として、学会の役員又は会員である旨は、広告可能でしょうか。また、医学博士である旨はどうでしょうか。

A4

略歴として記載する事項は、社会的な評価を受けている客観的事実であってその正否について容易に確認できるものであることが必要です。

例えば、地域医師会等での役職、学会の役員である旨については、現任であれば広告は可能ですが、当該法人又は当該学会のウェブサイト上等でその活動内容や役員名簿が公開されていることが必要です。また、学会の役員ではなく、単に会員である旨は、原則として広告できません。

博士（医学・歯学等）であるかどうかについては、略歴の一部として取得年、取得大学とともに記載することが望ましいです。

Q5

歯科診療における「審美治療（漂白等含む）」は、広告可能でしょうか。

A5

「審美治療」という表現で行われる医療行為については、様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではなく、誤認を与える可能性があると考えられ、広告できません。

また、個々の治療の方法については、例えば、「ホワイトニング」について、医薬品医療機器等法上の承認を得ている医薬品を使用し、自由診療である旨及び標準的な費用を記載する場合には、広告可能です。

Q6

治療内容について、「歯を削らない痛くない治療（99%以上の満足度）」との表現は、広告可能でしょうか。

A6

「歯を削らない治療」といった表現は、広告可能です。

「痛くない治療」のような科学的根拠がなく虚偽広告や誇大広告のおそれがある表現は、広告できません。また、「99%の満足度」については、求められれば内容に係る裏付けとなる合理的な根拠を示し、客観的に実証できる必要があります。

Q7

再生医療等は、広告可能でしょうか。

A7

医薬品医療機器等法の承認を受けた再生医療等製品のみを用いて、かつ当該承認の内容に従って行う医療技術については、広告可能です。

ただし、承認を受けていない製品を用いる再生医療等については、広告できません。

また、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトにおいては、条件によって可能な場合があります。

Q8

「最新〇〇療法」、「〇〇治療最前線」といった書籍や冊子等は、広告規制の対象でしょうか。

A8

治療法等を紹介する書籍や冊子等の形態をとっていても、書籍等の内容が、特定の医療機関への誘引性が認められる場合(特定の医療機関のみ可能な治療法や、治療法を行う一部の医療機関のみが紹介されている場合等)には、広告に該当するため、医療法及び医療広告ガイドラインを遵守する必要があります。

Q9

病院の一部門の名称を「〇〇センター」として院内に掲示することは可能でしょうか。

A9

病院の院内掲示であれば、「〇〇センター」等と掲示することは可能です。

Q10

「〇〇病外来」、「〇〇症外来」等の専門外来を設置している旨は、広告可能でしょうか。

A10

「〇〇外来」との表記については、広告が可能な診療科名と誤認を与える事項であり、広告できません。

ただし、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトについては、条件によって広告可能な場合があります。

Q11

未承認医薬品、医療機器を用いた治療については、広告可能でしょうか。

A11

わが国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という）において、承認等されていない医薬品・医療機器、あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・医療機器(以下「未承認医薬品等」という)を用いた治療については、条件によっては広告可能です。

ただし、国内で承認されていない未承認医薬品等を自由診療に使用する場合は、具体的には、以下のような内容を含む必要があります。

（未承認医薬品等であることの明示）

・用いる未承認医薬品等が、医薬品医療機器等法上の承認を得ていないものであることを明示すること。

（入手経路等の明示）

・医師等の個人輸入による未承認医薬品等を用いる場合は、その旨を明記すること。また、同一の成分や性能を有する国内承認された医薬品等があり、その効能・効果で用いる場合であっても、入手経路について明示すること。個人輸入等により入手した場合は、その旨を明示すること。合わせて、厚生労働省ホームページに掲載された「個人輸入において注意すべき医薬品等について」のページ(※)を情報提供すること。

(※) https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp/individual_import/healthhazard/

（国内の承認医薬品等の有無の明示）

・同一の成分や性能を有する他の国内承認医薬品等の有無を記載し、その国内承認医薬品等に流通管理等の承認条件が課されている場合には、その旨を記載すること。

（諸外国における安全性等に係る情報の明示）

・当該未承認医薬品等が主要な欧米各国で承認されている場合は、各国の添付文書に記載された重大な副作用やその使用状況(承認年月日、使用者数、副作用 報告等)を含めた海

外情報についても、日本語で分かりやすく説明すること。

・主要な欧米各国で承認されている国がないなど、情報が不足している場合は、重大なリスクが明らかになっていない可能性があることを明示すること。

Q12

当該効能・効果への承認がないものの、国内で他の効能・効果への承認はある医薬品、医療機器を用いた治療については、広告可能でしょうか。

A12

医薬品等について、当該効能・効果への承認がない適応外使用の場合、広告の取り扱いも未承認医薬品等と同様です。

Q13

医薬品、医療機器の販売名を用いた治療については、広告可能でしょうか。

A13

医薬品又は医療機器の販売名については、広告できません。

ただし、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトなどについては、条件によっては広告可能です。

Q14

提供する医療の内容として、「2週間で90%の患者で効果がみられます」のような表現は、広告可能でしょうか。

A14

治療の効果に関する表現は広告できません。治療効果については、個々の患者の状態等により当然にその結果は異なるものであり、効果について誤認を与えるおそれがあることから、広告できません。

Q15

治療効果に関する内容について、ウェブサイトでは、広告可能でしょうか。

A15

治療の効果に関する内容については、広告可能事項ではないため、広告できません。なお、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトなどについては、条件によって可能ですが、求められれば裏付けとなる根拠を示し、客観的に実証できる必要があります。

Q16

据え置き型医療機器等の機械器具の配置状況について広告する際に、メーカー名は、広

告可能でしょうか。

A16

広告可能です。ただし、医薬品医療機器等法において、承認又は認証を得ていない医療機器については、その販売・授与等にかかる広告が禁じられています。

Q17

「喫煙に対する健康相談」のように特定の症状に対する健康相談を実施している旨は、広告可能でしょうか。

A17

広告可能ですが、利用者にわかりやすい表現を用いることが望ましいです。

Q18

「内視鏡検査室」、「採血室」、「化学療法室」のように治療方法を名称に含む施設は、広告可能でしょうか。

A18

当該医療機関が行う治療方法が、医療法に規定する広告可能な治療法に該当する場合は、その治療法の名称を施設の名称の一部として広告可能です。

Q19

医療機関の広告をする際に、紹介することができる介護老人保健施設は、広告可能でしょうか。

A19

紹介することができる介護老人保健施設の広告については、介護保険事業者の名称、所在地及び連絡先等を、医療機関の広告と併せて広告可能です。

Q20

医療機関の名称に併せて、「〇×病院（医院） 〇〇センター」は、広告可能でしょうか。

A20

病院や診療所の名称については、正式な名称のみを広告可能であり「〇×医院 〇〇センター」のように医療機関の正式名称に併せて広告することはできません。

ただし、法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所であるものとして、救急救命センター、休日夜間急患センター、総合周産期母子医療センター等、一定の医療を担う医療機関である場合又は当該医療機関が当該診療について、地域における中核的な機能、役割を担っていると都道府県等が認める場合に限り、「〇×病院・医院 〇〇センター」と広告可能です。

Q21

当該医療機関で提供できない医療機器の画像を用いて広告することは、可能でしょうか。例えば、CT を使用(保有)していない医療機関において、権利関係のない CT のイメージ画像を用いて広告することは、可能でしょうか。

A21

患者に当該医療機関が CT を使用(保有)しているという事実と相違する情報を与えることから、虚偽広告に該当し、イメージ画像は広告できません。

Q22

特定行為研修を受けた看護師・歯科衛生士である旨は、広告可能でしょうか。

A22

現時点において、一般に、研修については、研修の実施主体やその内容が様々であり、医療に関する適切な選択に資するものとそうでないものとの判断が困難であることから、広告できません。

ただし、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトについては、条件によって可能な場合があります。

なお、研修を受けた旨や専門性に関する医療広告の取り扱いについては、今後、検討予定です。

Q23

医療機関の広告をする際に、新聞や雑誌の記事を引用することは、可能でしょうか。

A23

当該記事等の引用部分に記載された内容が、医療法及び医療広告ガイドラインを遵守した内容であれば、医療機関の広告に新聞や雑誌の記事等を引用文は掲載することは可能です。

Q24

医療機関の広告をする際に、新聞や雑誌の記事の引用として、例えば、雑誌に掲載されていた「日本が誇る 50 病院の一覧」を、そのまま他の医療機関名も含めて掲載することは可能でしょうか。

A24

医療機関の広告に新聞や雑誌の記事等を引用又は掲載した場合、当該記事等の引用部分の記述は、医療法及び医療広告ガイドラインの適用を受けます。

なお、例示の雑誌に掲載されていた「日本が誇る 50 病院の一覧」等については、他の医療機関名も含めてそのまま掲載したとしても、雑誌社等が評価した結果は、掲載されていない医療機関よりも優れた旨を示す比較優良広告になることから、原則、広告できません。

Q25

新聞や雑誌の「記事」は、通常は、患者の受診等を誘引する意図(誘引性)がないため、広告に該当しないとされていますが、広告に該当する「記事風広告」とはどのようなものでしょうか。

A25

新聞や雑誌等に掲載された治療方法等に関する記事であっても、医療機関が広告料等の費用を負担する等の便宜を図って記事の掲載を依頼し、患者等を誘引するような場合は、誘引性が認められ、いわゆる「記事風広告」として広告に該当します。

Q26

雑誌の同一紙面上の掲載物のうち、上段が治療法等に関する記事で、下段が当該治療等を実施している医療機関の広告の場合、上段と下段は異なる掲載物であるとして、上段の記事は広告に該当しないのでしょうか。

A26

上段・下段に分離されているとの構成上の理由により、上段の記事が広告に該当しないとは判断できません。

例えば、当該医療機関が費用を負担する等の便宜を図って上段の記事の掲載を依頼することにより患者等を誘引するような場合は、上段の記事についても誘引性が認められ、いわゆる「記事風広告」として広告に該当します。

Q27

キャッチコピーや院長等のあいさつ文は、広告可能でしょうか。

A27

医療法や医療広告ガイドラインで認められた広告可能事項（「開院〇周年」等）や、通常医療に関する内容とは考えられないあいさつ文（「はじめまして」等）を使用したキャッチコピー等については、広告可能です。

（広告可能な例）

・「休日・夜間でも来院下さい」

・当院は、おかげさまで開院から20年を迎えることができました。これからも、当院のスタッフ一同よろしく申し上げます。（院長：〇〇 〇〇）

Q28

インターネット上のパナー広告の取り扱いは、法改正に伴って変わったのでしょうか。

A28

パナー広告に医療機関の名称が記載されているなど特定性がある場合は、広告に該当す

るため、医療法及び医療広告ガイドラインで認められた広告可能事項に限って、広告可能です。

Q29

広告のチラシ等に印刷されている QR コードを読み込むことで表示されるウェブサイト等は、広告規制の対象でしょうか。

A29

QR コードを読み込むことで表示されるウェブサイト等は、インターネット上のウェブサイト等と同様に取り扱い、広告規制の対象です。

ただし、当該医療機関等の情報を得ようとの目的を有する者が、当該 QR コードを読み込ませることで閲覧するものであり、条件によって広告可能です。

Q30

複数の医療機関を検索し、医療機関の情報を提供する機能を備えたようなスマートフォンのアプリケーションから得られる情報は、広告規制の対象でしょうか。

A30

患者等が自らダウンロードする特定の医療機関のアプリケーションであれば、医療機関のウェブサイトと同じく、広告規制の対象です。

ただし、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトと同様の取扱いになりますので、条件によって広告可能です。

Q31

広告規制の対象であるウェブサイトについて、特定の人のみが閲覧可能な場合は、広告規制の対象外でしょうか。

A31

当該医療機関に係る情報取得を希望した者のみ閲覧可能な状態(一般人は閲覧不可)であっても、広告規制の対象です。

ただし、患者等が自ら求めて入手する情報を表示する媒体になりますので、条件によって広告可能です。

Q32

患者の希望により配布するメールマガジンやパンフレットは、広告規制の対象でしょうか。

A32

患者の希望であってもメールマガジンやパンフレットは広告として取り扱われるため、広告規制の対象です。

ただし、患者等が自ら求めて入手する情報を表示する媒体になりますので、条件によって広告可能です。

Q33

フリーペーパーに掲載された医療機関等の広告も広告規制の対象でしょうか。

A33

医療法及び医療広告ガイドラインによる広告規制の対象です。

Q34

複数の医療機関を紹介するパンフレットを、各医療機関の院内で配布する場合、当該パンフレットは広告規制の対象でしょうか。

A34

当該パンフレットに記載された内容が、「誘引性」及び「特定性」を有するものと判断される場合には、医療法及び医療広告ガイドラインによる広告規制の対象です。

Q35

医療機関主催の患者や地域住民向け講演会についての広告は、広告規制の対象でしょうか。

A35

地域住民の交流会や講演会等についての広告であって患者の受診を誘引すること等を意図していない広告は、広告規制の対象外です。

Q36

医療機関の検索が可能なウェブサイトに掲載された、治療等の内容又は効果に関する体験談は広告規制の対象でしょうか。

A36

特定の医療機関の体験談に誘引性がある場合には、広告規制の対象となり、治療等の内容又は効果に関する体験談を掲載することはできません。

Q37

「最新の治療法」や「最新の医療機器」などの表現は、広告可能でしょうか。

A37

「最新の治療法」や「最新の医療機器」であることが、医学的、社会的な常識の範囲で、事実と認められるものであれば、必ずしも禁止される表現ではありません。ただし、求められれば内容に係る裏付けとなる根拠を示し、客観的に実証できる必要があります。

Q38

「最先端の医療」や「最適の医療」などの表現は、広告可能でしょうか。

A38

「最先端」や「最適」の表現は、誇大広告に該当するため、広告できません。

Q39

「最良の医療」や「最上の医療」などの表現は、広告可能でしょうか。 I

A39

「最良」や「最上」の表現は、他の病院又は診療所と比較して優良である旨の比較優良広告に該当するため、広告できません。

Q40

美容医療等の自由診療において、「プチ～」といった短時間で行える、身体への負担が比較的少ない、費用も手軽である、といったような印象を与える表現は、広告可能でしょうか。

A40

提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張した表現や、誤認させるおそれがある表現は、誇大広告に該当する可能性があります。

Q41

費用を太字にしたり、下線を引くなどして強調した表現は、広告可能でしょうか。

A41

医療広告ガイドラインにおいて、費用を強調した品位を損ねる内容の広告は、厳に慎むべきものとされておりますが、費用に関する事項は、患者にとって有益な情報の1つであり、費用について、分かりやすく太字で示したり、下線を引くことは、差し支えありません。

Q42

「当診療所に来れば、どなたでも〇〇が受けられます」などと、必ず特定の治療を受けられるような表現は、広告可能でしょうか。

A42

本来、診察の結果、治療内容が決定されるものであり、あらかじめすべての患者が特定の治療を受けられるような誤解を与えるような表現は適当ではなく、そのような表現は虚偽広告に該当するため、広告できません。

Q43

手術前のみ又は手術後のみの写真を用いて広告することは、可能でしょうか。

A43

手術の前後の写真と同様、手術前のみ又は手術後のみの写真についても、患者等を誤認させるおそれがある治療効果に関する表現に該当するため、広告できません。

Q44

医療機関のウェブサイト上の口コミ情報は、広告規制の対象でしょうか。

A44

患者等の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談は、今回新たに規定された広告禁止事項です。特に、当該医療機関にとって便益を与えるような感想等を取捨選択し掲載するなどして強調することは、虚偽・誇大に当たるため、広告できません。

Q45

医療機関の口コミ情報ランキングサイトについては、広告規制の対象でしょうか。

A45

ランキングサイトを装って、医療機関の口コミ(体験談)等に基づき、医療機関にランキングを付すなど、特定の医療機関を強調している場合は、比較優良広告に該当する可能性があり、広告できません。

Q46

フェイスブックやツイッターといった SNS で医療機関の治療等の内容又は効果に関する感想を述べた場合は、広告規制の対象でしょうか。

A46

個人が運営するウェブサイト、SNS の個人のページ及び第三者が運営するいわゆる口コミサイト等への体験談の掲載については、医療機関が広告料等の費用負担等の便宜を図って掲載を依頼しているなどによる誘引性が認められない場合は、これに該当しません。

Q47

「無料相談」については、広告可能でしょうか。

A47

無料で健康相談を実施している旨については広告可能です。

ただし、広告に際し、費用を強調した広告は品位を損ねるもので、医療に関する広告として適切ではなく、厳に慎むべきものです。

Q48

産業医である旨は、広告可能でしょうか。

A48

現時点において「広告可能な医師等の専門性に関する資格名等について」（平成 25 年 5 月 31 日付け医政総発 0531 第 1 号医政局総務課長通知）において記載されていないため、広告できません。

Q49

いわゆる内覧会の実施に関する事項は、広告可能でしょうか。

A49

開院前の医療機関の住民向けの説明会(いわゆる内覧会)の実施に関する事項については、「病院又は診療所の管理又は運営に関する事項」として、広告可能です。

Q50

従業者の写真は、広告可能でしょうか。

A50

法又は広告告示により広告が可能とされた事項については、文字だけでなく、写真、イラスト、映像、音声等による表現が可能です。

例えば、以下のような表現は、広告可能です。

- ・従業者の人員配置として、病棟又は診療科の従業者の人数、配置状況として写真を掲載すること。
- ・医療従事者に関する事項として広告可能な氏名、年齢、性別、役職及び略歴を写真とともに掲載すること。

Q51

診療風景等の写真は、広告可能でしょうか。

A51

法文は広告告示により広告が可能とされた事項については、文字だけでなく、写真、イラスト、映像、音声等による表現が可能です。

例えば、以下のような広告は可能です。

- ・医療機関の構造設備に関する事項として、病室、談話室の設備の写真、据え置き型医療機器の写真を掲載すること。
- ・医療機関の管理又は運営に関する事項として、セカンドオピニオンの実施、症例検討会の実施等の写真を掲載すること。
- ・医療機関において提供される医療の内容に関する事項として、検査、手術等を含む診療風景の写真を掲載すること。

Q52

特定の医師のキャリアとして、その医師が行った手術件数は、広告可能でしょうか。

A52

医師個人が行った手術の件数については広告できません。しかし、当該医療機関で行われた手術の件数については、広告可能事項で示した範囲で広告可能です。

Q53

当該医療機関で行われた手術件数について、例えば過去 30 年分の件数は、実績として広告可能でしょうか。

A53

当該医療機関で行われた手術件数について、当該件数に係る期間を併記すれば、広告可能事項で示した範囲で広告可能です。ただし、手術件数は総手術件数ではなく、それぞれの手術件数を示し、1 年ごとに集計したものを複数年にわたって示すことが望ましいです。過去 30 年分のような長期間の件数であって、現在提供されている医療の内容について誤認させるおそれがあるものについては、誇大広告に該当する可能性があります。

Q54

改正医療法により、医療機関のウェブサイトも広告規制の対象となりましたが、医療広告違反を見つけた場合や医療広告に関する疑問がある場合には、どこに相談すれば良いのでしょうか。

A54

各医療機関を所管する地方自治体や保健所にご相談ください。問い合わせ窓口一覧を厚生労働省 HP に掲載しているため、参考にしてください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/kokokukisei/index.html)

また、ネットパトロールに通報していただくことも可能です。

(<http://irvoukoukoku-patroll.com/>)

Q55

医療機関の検索が可能なサイトやポータルサイトが医療広告規制に違反している場合、医療機関の検索が可能なサイトやポータルサイトの運営会社等にも、是正が命じられたり、罰則等が科されたりすることがあるのでしょうか。

A55

医療広告規制は、何人にも適用されるため、サイト運営会社や広告を作成した広告代理店等にも、是正が命じられたり、罰則が科されたりすることがあります。

なお、CM やポスター等を掲出する企業についても、医療法の趣旨や目的を理解し、ご対応いただくことが適切であると考えられます。

Q56

医療機関の名称に関して、広告が認められていない診療科目を名称に用いることは可能でしょうか。

A56

医療機関の名称も広告として扱われるため、広告が認められていない診療科目を用いることはできません。

Q57

医療機関の名称に関して、平成20年4月1日以降広告することが認められなくなった診療科名を医療機関名に含む場合、当該医療機関名も変更しなくてはならないのでしょうか。

A57

平成20年4月1日以降広告することが認められなくなった診療科名を医療機関名に含む場合でも、当該医療機関名を変更する必要はありません。ただし、新たに開業する場合や、既存の医療機関であっても名称変更する場合は、広告不可となった診療科名を医療機関名に含めることはできません。

Q58

医療機関の名称に関して、略称や英語名は、広告可能でしょうか。

A58

当該医療機関であることが認識可能な場合には、その略称や英語名についても、例えば、〇×市立大学医学部付属病院を〇×市大病院と広告可能です。

Q59

複数の医療機関・薬局が集まっているビルの名称や商業施設の一角が「〇〇メディカルモール」等である旨は、広告可能でしょうか。

A59

ビルや商業施設を「〇〇メディカルモール」と称することについては差し支えありませんが、医療法第3条の規定により、疾病の治療をなす場所で、病院・診療所でないものに対し、病院又は診療所と紛らわしい名称をつけることはできません。

Q60

外国語のみで作成された広告は、医療法の規制対象となるのでしょうか。

A60

日本語、外国語どちらで作成された広告であっても、広告規制の対象です。